





三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

令和2年6月号

代表 便り

楽しいだけじゃない!為になる YouTube 動画!

最近というか、割と前からハマっているユーチューバーがいます。今回は、その方を御紹介! その人の名は!NAKATA!NAKATA!NAKATA!

そう、「中田敦彦」さんです。

中田さんの動画は、中田さん自身の考えを発表するものではなく、「色々な 書籍 | をわかりやすく、かつ面白く!プレゼンしている動画です。

書籍を読む時間が無いという経営者の方も多いかと思います。時代の流れを掴んだり、話のネタにもちょう ど良いので、お時間のある方は、是非ご覧になってみてください。

ちなみに、経営のことやお金がテーマになっている回もありますので、経営の勉強にも良いかと思います。



⇒検索:「中田敦彦の YouTube 大学」

上記のタイトルは非常にタイムリーなものなので、興味深く拝見しました。まとめとして、コロナウイルス は中国が原因ではなく、だれのせいでもなく、自然界に自生していたウイルスが人類の活動(環境破壊)のた めに世の中に広まってしまった。その原因は我々であり、今後も「条件つき日常と警戒が交互する日々」が訪 れ、ささやかな日常も、いつ次のウイルスに侵されるかもしれない。今日の経験を忘れず次に活かすことが重 要、だと言っています。そういえば、バッタのニュースもありました。環境変動が地球を蝕んでいるのでしょ うか。

地球のために環境を守ろう!という大きな考えまでは至りませんが、次の世代の子供たち(=自分の子)が 住みよい地球、国、街にしていくことは、大人の責任ですね!

本店 便り

【春日井市独自支援】新型コロナウイルス感染症の施策 文責:亀田

新型コロナウイルスの影響で様々な支援制度が発表されています。

今回は事業者向けの春日井市独自の支援をご紹介します。

①県の協力金対象とならない小売業等に支援金 10 万円を交付

新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象とならない小売業や生活関連サービス業、飲食店などの中 小事業者などに対する、春日井市独自の支援金です。

休業をしなかった美容院・理髪店等も対象となります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

②国の雇用調整助成金を受けた中小企業者等に対して、支給金額の 10%相当額を補助

中小企業などが国の「雇用調整助成金」を活用する場合に、国の助成金の10%が市独自に交付されます。

③新規事業への展開や業態転換に取り組む中小企業者等を支援

店内での飲食用店舗などがテイクアウトを開始するなど、新規事業の開始や業態を転換する際の費用の一部が支援されます。

④雇用調整助成金の制度利用などに社会保険労務士等の専門家を派遣

雇用調整助成金などの申請やテレワークのための就業規則整備の支援として、社労士に相談ができる制度です。事前予約制で1回1時間を目安とし、1事業者につき5回まで無料となります。

各詳細は担当者、もしくは春日井市ホームページ及び下記お問い合わせ先までどうぞ。

【お問い合わせ先】

- ①春日井市役所 産業部 協力金・支援金事務室(0568-85-6982)
- ②春日井市役所 産業部 経済振興課(0568-85-6246)
- ③春日井商工会議所(0568-81-4141)
- ④春日井商工会議所(0568-84-4141)



インター 店 便り

ハンバーグ!

文責:大脇

こんにちは。しっとりとした空気に緑の香りが漂う初夏の候、いかがお過ごしでしょうか? インター店裏の木々や竹林もより一層青々…雑草も生い茂ってまいりました�

さて先日、三上税理士法人では社内で「コロナに打ち勝とう!食べて応援」活動を 行いました。市内飲食店のおいしいメニューをランチにテイクアウト!春日井市では 【テイクアウト絆グルメ】と称してキャンペーンも行っていました(5月31日で終 了しています)。

私は瀬戸市民ですが、勤務先の春日井市内の飲食店は結構知っているつもりでした。しかし…今回のテイクアウトでいくつかおいしい店を発掘しました。その中でも弊社本店近くのハンバーグ専門店のランチボックスが私の胃袋にビンゴ!こんなジューシーなハンバーグは家庭では味わえないっ!4日後こっそりランチにも行ってきました(笑)

毎日発表される新型コロナウイルス感染症者数が減ってきたとはいえ、連日ニュースはコロナ、コロナ、コ ロナ…ですね。

今回は問い合わせもあります【**持続化給付金**】についてご説明させていただきたいと思います。先月より申請の始まったこの給付金。感染症拡大により、事業の継続を下支えし再起の糧目的で作られました。

●給付額:中小法人等は最大 200 万円。個人事業者等は最大 100 万円

●給付対象の主な要件:

①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

②2019 年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

※個人事業主で不動産収入、給与収入、雑所得は対象外です。

<前のページからの続き>

一度給付を受けた方は、**再度給付申請を行うことができません**。 給付金額は、



「2019 年度の年間売上 - {2020 年の対象月売上}×12」 です。

この計算式は、2020年の対象月の売上が低いほど給付金が多くなる仕組みになっています(上限あり)。 給付申請期間は令和3年1月15日までの為、「売上が50%以上減っている!」と慌てて申請したものの、来 月の売上だったら上限額もらえたのに…なんてことも起こり得ます。

申請はお手元のパソコンやスマートフォンによりお客様自身に行っていただきますが(ご自身で申請が難しい場合は有料になりますが請け負います)、ご質問等受け付けております。詳しくは担当者まで…。

【参考】「持続化給付金」事務局ホームページ https://www.jizokuka-kyufu.jp/

経営情報

資金繰り対策を!! 税制措置の1つ「欠損金の繰り戻しによる還付の特例」

文責:村上

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、政府より、給付金の支給などいくつかの対 策が出てきております。

令和2年4月20日には「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」が閣議決定されました。イベントの自粛や感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急激に減少している状況を踏まえた、事業者救済の経済対策です。

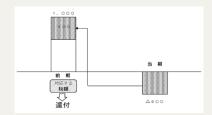


その中の税制措置の一つ、【欠損金の繰り戻しによる還付の特例】について解説したいと思います。

従来、期末資本金の額が1億円以下の中小企業(大法人との間に完全支配関係がある法人などを除く)に限り適用されていましたが、今回の特例で適用法人の範囲が拡大されました。

◆青色欠損金の繰戻し還付制度とは・・・

青色申告書を提出する法人について、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。



つまり、前年度は黒字だった法人が経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができる制度です。先行き不透明で、1年後2年後どうなっているかを考えるよりも、目先の資金繰りを確保することが重要な状況においては有効な選択肢の1つではないでしょうか。

●対象企業

資本金1億円超10億円以下、かつ、前年度黒字で納税が発生していて当年度赤字の企業

●対象期間

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額

詳しい制度内容、還付請求の方法については、担当者もしくは国税庁ホームページをご覧ください。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf【参考】財務省ホームページ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

行楽 日記

高千穂峡

文責: 今井

緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間が延長され「STAY HOME」の毎日を送る我が家…外出自粛で旅行や帰省はしばらくお預け。

ということで、今回は去年のちょうど今頃訪れた宮崎県にある高千穂峡をご紹介いたします。

国の名勝・天然記念物に指定されている高千穂峡は、その昔阿蘇火山活動により噴出した火砕流が、五ヶ瀬川に沿って帯状に流れ出し、急激に冷却されたために柱状節理のすばらしい懸崖となった峡谷です。 以前からポスターやパンフレットの表紙などで見かけ、一度は行ってみたいと思っていた場所でした。

小牧空港から飛行機で熊本空港へ、そしてレンタカーを乗り継いで、高千穂峡についたのは午前 11 時頃。早速、車を停めた大橋駐車場から高千穂峡の碑までの遊歩道の散策へ出発しました。天気が良く、ちょうど新緑の頃で木々がとてもきれいでした。途中にはいくつも撮影スポットがあり、階段の上り下りが容赦ない道でしたが景色を楽しんで歩くことができました。





ここまできたらやはりボートに乗りたい!!ということで、ボートにも乗船。かなりの待ち時間でしたが、下から眺める峡谷はまた迫力があり感動しました。子どもたちはオールの奪い合い&他のボートとの衝突回避に必死でしたが…他にも、ボートの待ち時間を利用して流しそうめんを食べたり、池で鯉に餌をあげたりと子どもたちも大喜びでした。

周辺には高千穂神社・天岩戸神社などの観光スポットもあり、家族で楽しめる素敵な場所でした。

6月の税務

・4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

申告期限…6月30日(火)

10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…6月30日(火)

・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

納付期限…6月中において各自治体の条例で定める日

・所得税の予定納税額の通知

6月15日(月)

※上記は 5/10 現在の情報です。今後、変更の可能性がありますことをご了承ください。



無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

6月開催スケジュール(要予約)

6月 9日(火) 午前10時より12時まで

6月10日(水)午後1時より5時まで

6月18日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 0120-974-830

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info